

北本市消費生活相談あれこれ(31)

クリーニング事故を防ぐには

クリーニングに出したが予定日を過ぎてても仕上がらず、2カ月経って紛失したことを知らされた。弁償をしないと云ったきり何の連絡もないので、催促してもらいたいとAさんから相談がありました。

Aさんの場合、クリーニング事故賠償基準に基づいて賠償を受けることができます。相談員からクリーニング店に申し入れた結果、賠償額が支払われ解決しました。

大切な衣類を長く着るためには、日常の手入れのほか、クリーニングすることもかせません。その一方で、クリーニングに出して「縮んだ」「伸びた」「飾りやボタンがとれてしまった」などのトラブルも多数発生しています。

原因としては、クリーニング店の技術に問題がある場合のほか、衣類が通常のクリーニングに耐えられない素材、取扱表示が不適切、消費者の汗や整髪料等が付着していた場合などが考えられます。
クリーニング事故を防ぐために
 ○衣料品を購入する時には取扱表示に注意し、クリーニングのことを考える。
 ○衣類を預ける時に、ポケットの中に物が入っていないか確認する。

○ボタンや傷の有無を確認する。
 ○受け取る時、異常がないかすぐに確認する。

○クリーニングの仕上がり品にかかったカバーは保管用ではないので、取り出して収納する。

クリーニング事故賠償基準とは

消費者保護の立場から、事故が発生した場合、適切・迅速に対応するための統一基準です。この基準が適応されるのは、原則LDマーク・Sマークを掲げて営業しているクリーニング店です。

◆相談窓口

○北本市消費生活センター(電話での相談も受け付けます)

毎週月から金曜日(祝日、年末年始を除く)午前10時から正午 午後1時から4時(市民課市民相談担当・直通594-5529)

○埼玉県消費生活支援センター
 毎週月から土曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分から午後4時(☎048-261-0999)

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」毎週土・日曜日 午前10時から正午 午後1時から4時

(☎03-3448-1409)

北本あんぜん情報・第59号

オートバイ盗、空き巣などの侵入窃盗が急増

昨年の北本市内の刑法犯認知件数は、840件(前年比+8件、増減率+1%)とほぼ横ばい状態でした。しかし、路上強盗、ひったくり、自転車盗、自動車盗、空き巣などの侵入窃盗が増加しました。

特に自転車盗は23件(前年比+23件、増減率+10%)であり、刑法犯全体の約30%を占めています。

今年の犯罪情勢は、刑法犯全体では昨年と比較して横ばい状態で推移していますが、オートバイ盗が急増しています。

自転車盗・オートバイ盗防止

- ・自転車やオートバイを盗まれないよう、一人ひとりが危機意識を持ち、
- ・自宅でも施錠する
- ・自転車、オートバイを路上放置しない
- ・わずかな時間でも施錠する
- ・ワイヤー錠、U字ロックなどでツーロックする
- ・店舗などの駐車場では、オートバイを目立つ場所に駐車する
- ・などの防犯対策を行いましょう。

空き巣等被害防止

- ・空き巣などの侵入窃盗が昨年11月から多発しています。被害に遭わないよう、
- ・短時間でも必ず施錠する

- ・ドアや窓には補助錠をつけ二重ロックにする
- ・窓ガラスを割るときの振動を感じて警報音を鳴らす振動感知型警報装置などの防犯機器を取り付ける
- ・などの対策をしてください。

振り込め詐欺被害防止

埼玉県内では、振り込め詐欺が後を絶ちません。

最近では、市役所職員等を名乗る人から「医療費の払い戻しがあります」等の還付金詐欺の電話もありません。

振り込め詐欺の被害に遭わないよう、「一人で振り込まない!一人でも悩まない!一人で判断しない!」ことを心がけ、必ず家族や警察に相談してください。

◆問合せ ぐらし安全課交通・防犯担当(直通594-5522)

e防メールサービスをご利用ください。

アドレス

ebouhan@soho-salon.com

QRコード

